

委 託 契 約 書

委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、甲の令和7年度平支援学校スクールバス運行等業務委託について次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、件名を「令和7年度平支援学校スクールバス運行等業務委託」と称する、公用自動車運転及び車両管理業務（以下「業務」という。）を乙に委託する。

(業務内容等)

第2条 業務の内容は、別紙「仕様書」によるものとする。

(契約期間)

第3条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 この契約に基づく委託料は、金 円とする。

(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税の額 金 円)

2 毎月の委託料の金額は別紙支払内訳書のとおり。

(契約保証金)

第5条 乙が納入しなければならない契約保証金は、金 円とする。

(委託料の支払)

第6条 乙は1ヶ月分の業務の実施状況について、業務報告書により甲に報告して履行確認を受けるものとする。

2 乙は前項の確認を受けた後、1ヶ月分の委託料金を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、乙に当該委託料金を支払うものとする。

(担当職員)

第7条 甲は、業務の履行の指示及び確認にあたらせるため、担当職員を定め、氏名等を乙に通知するものとする。また、これを変更するときも同様とする。

2 乙は、甲との連絡調整や運転手への指揮命令等を担当する主任者を定め、着手後すみやかに甲に氏名等を通知するものとする。また、これを変更するときも同様とする。

(整備管理者)

第8条 乙は、道路運送車両法第52条の規定に該当し、整備管理者を選任し、東北運輸局福島支局長に届け出た場合は、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

(主任運転手)

第9条 乙は業務を履行するために、別紙「仕様書」に定める資格を有する者を主任運転手と定め、経歴書等必要な書類を甲に提出し、甲の承認を得て就業するものとする。これを変更したときも同様とする。

2 主任運転手は、業務に関して各法規を遵守し、行動・態度・言動には細心の注意を払い、甲の信用を落とさぬようにするものとする。

3 主任運転手の服装は、甲の承認を得たものとする。

4 乙は、主任運転手による車両運行が困難な場合に備え、2名以内で副運転手を選任することができるものとする。副運転手の資格、就業手続は主任運転手と同様とする。

(業務計画及び履行確認)

第10条 業務の実施については、原則として甲の担当職員が作成する業務計画書(様式1)を乙に提示することにより行うものとする。

2 甲の都合により、前項の業務計画に変更が生じた場合は、乙にその変更を通知するものとする。

3 第1項に定める業務計画書は、甲乙間の指揮命令系統を正当に保持するために使用する様式であり、業務の履行確認は第4項に定めるところによるものとする。

4 乙は、日々の運行状況を運転日誌に記録して甲に提出し、履行の確認を受けるものとする。

(業務の実施に伴う費用の負担)

第11条 業務の実施に伴う費用は、原則として乙の負担とする。ただし、仕様書において甲の負担とする費用は除く。

(便宜供与)

第12条 甲は、別紙仕様書に定める車両を、乙に無償で貸与する。ただし、当該車両の維持管理業務については、乙が実施するものとする。

2 甲は、前項に規定するもののほか、乙が業務を実施するために必要な本校の施設、備品等を、乙に無償で貸与又は使用許可をするものとする。

3 乙は、貸与又は使用許可をされた車両、備品等を業務以外に使用してはならない。

4 乙に貸与又は使用許可された備品等の管理は、甲が行うものとする。

5 乙の業務履行に伴う光熱水費は、甲の負担とする。

(遵守事項)

第13条 乙は、業務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利・義務を、甲の承諾なしに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(名義の変更)

第15条 乙が代表者の名義を変更する場合は、登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第16条 乙は、業務の実施に伴い、事故等が生じたときは、直ちに甲に報告し事後処理について甲と協議するものとする。

(事故等の処理手続き)

第17条 乙は、業務の実施に伴い生じた事故等に対する一切の処理手続きを行うものとする。

(事故に伴う損害賠償)

第18条 乙は、業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、車両(車両の付属品を含む。)を滅失したときは、同等品以上の代物を弁済し、毀損したときは、原型に復さなければならない。

3 乙は前項に規定するもののほか、業務に関し甲に損害を与えたときは、該当損害を賠

償しなければならない。なお、この場合の損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(自動車保険の加入)

第19条 乙は、業務に使用する車両を被保険自動車とする自動車保険契約(任意保険)を締結するものとする。その担保種目及び保険金額は次に掲げるとおりとする。

担保種目	保険金額
一 車 両	車両標準価格表に定める額
二 対人賠償	無制限
三 対物賠償	無制限
四 搭乗者障害	1名につき3,000万円以上(または同等の人身傷害補償)

2 乙は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、それを証する書面を、延滞なく甲に提出するものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 この契約に違反したとき。
 - 二 受託者として不適当であると認められる事実があったとき。
 - 三 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。
- 2 甲又は乙は、前各項に定めるもののほか、この契約を継続しがたい事実が生じたときは、2ヶ月前までに相手方に通知し、この契約を解除することができる。
- 3 乙が次のいずれかに該当するとき
- イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 4 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会

的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として業務委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合による損害賠償)

第22条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(損害賠償にかかる遅延利息の徴収)

第 23 条 甲又は乙が、この契約に基づく損害賠償金を甲又は乙の指定する期間内に支払わないときは、甲又は乙は、その支払わない額に甲又は乙の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年 2.5%の割合で計算した利息を付した額を徴収する。

(物価の変動による委託料金の変更)

第 24 条 甲又は乙は、契約期間中に物価の変動等により委託料が著しく不相当と認められるときは、甲乙協議のうえ委託料を変更することができる。

(その他)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 26 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

上記の契約を証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 住所 福島県いわき市平上平窪字羽黒 4 0 番地 4 5 号

氏名 福島県
福島県立平支援学校長 渡部 孝男

乙 住所

氏名

別紙

委 託 料 支 払 内 訳 書

月	金 額 (円)
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
1 0 月	
1 1 月	
1 2 月	
1 月	
2 月	
3 月	
合 計	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

スクールバス運行等業務委託 仕様書

(福島県立平支援学校)

発注者を甲とし、受注者を乙として、下記のとおり当該委託業務の仕様について定める。

記

- 1 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 2 委託車両
次の2台とする。(1)の使用を原則とし、乗車数に応じて(2)を代替使用できるものとする。
 - (1) 自家用普通乗合自動車 (27人乗りリフト付き中型バス：いすゞ・ガーラミオ)
 - (2) 自家用普通自動車 (10人乗りリフト付きワゴン車：日産・キャラバン)
- 3 委託内容
 - (1) 業務内容
 - ア 委託車両の運転及びリフト等の操作 (原則として、年間を通じて同一人とする。)
 - イ 燃料補給
 - ウ エンジンオイルの交換及びオイルエレメントの交換
 - エ 油脂類の点検及び補充
 - オ 法定点検及び一般整備
 - カ 運行前における車両の日常点検 (別表1により毎運行日ごと車両ごとに実施する。)
 - キ 夏用タイヤと冬用タイヤの交換
 - ク 委託中に発生した不都合部分の調整及び修理
 - ケ 車両の清掃・洗車
 - コ 報告書等の提出 (業務報告書、運転日誌、事故報告書等) (任意様式)
 - サ 業務上発生した事故の処理に関する業務 (損害賠償責任を含む。)
 - シ その他甲が必要と認めた業務
 - (2) 業務の実施時間等
 - ア 運行予定日数198日 (別表2のとおり)
 - イ 業務の実施は、原則次に掲げる日 (以下「休日等」という。)を除くものとする。ただし、学校の行事等で甲が運行を指定した場合はこの限りでない。
 - (ア) 土曜日及び日曜日
 - (イ) 国民の祝日
 - (ウ) 学校休業日 (学年始：4月1日～4月5日、夏期：7月21日～8月25日、創立記念日：11月1日、冬季：12月25日～翌年1月7日、学年末：3月24日～3月31日)
 - ウ 登下校の運行業務は、別紙に示す経路により次に定める時間に実施するものとする。(いずれも一の運行便につき車両1台の運行とする。)
 - 登校：午前7時20分学校発、午前8時20分学校着
 - 下校：午後1時25分学校発 (1便) 所要時間約30分
午後2時25分学校発 (2便) 所要時間約35～40分
午後3時25分学校発 (3便) 所要時間約40分なお、下校の曜日別運行便は次のとおりとする。乗車する児童・生徒により2つの経路のいずれかとなるほか、健康上の都合や学校行事等により、欠便又は出発時間の変更があるものとする。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 便	○	無	無	無	無
2 便	○	○	○	○	○
3 便	○	○	○	○	○

エ 業務の開始から終業までの時間は、車両の運行前点検開始時から運行後点検・清掃終了時までとする。

オ 甲がウに定める登下校時以外に校外学習等学校行事で必要があると認めるときは、委託期間内において合計 150 時間（運転者の拘束時間）を限度として業務への従事を乙に依頼することができるものとする。

なお、この場合における運行時間は、原則として登校時の運行後から下校の運行 30 分前までの間とする。

カ オにおいて、甲は、日程及び経路等について事前に乙と協議するものとし、当該業務委託料は、頭書の請負金額に含まれるものとする。

キ 燃料補給は福島県石油商業組合官公庁給油加盟店で行うものとする。

(3) 経費負担

ア 甲の負担

(ア) 燃料費

(イ) 自動車重量税

(ウ) 自賠責保険料

(エ) 有料道路及び有料駐車場の料金

(オ) 消耗品（バッテリー、部品代、タイヤ等）及び車両の修繕費等

(カ) 車両洗車のための水道代（甲が管理する水道を使用した場合）

イ 乙の負担

(ア) 人件費（福利厚生費を含む。）

(イ) 被服費

(ウ) 任意保険料

(エ) エンジンオイル交換経費

(オ) 車両の修理費用及び代車費用（乙の責任下での発生時に限る）

(カ) 各種会費（安全運転者会費等）

(キ) 車検及び定期点検・一般整備費用（部品交換等車両の修繕費を除く）

(ク) その他業務の遂行に必要な費用

(4) 事故等の処理

業務の実施に伴い生じた事故等に対する一切の処理手続は、乙が行う。

(5) 損害賠償

業務に関し、乙が甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその損害を被害者に賠償する。

(6) 整備管理者（道路運送車両法第 52 条の規定に該当する場合）

ア 乙は、道路運送車両法第 52 条の規定に該当する場合は整備管理者を選任し、東北運輸局福島支局長に届け出なければならない。

イ 整備管理者は、①整備を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者、②自動車整備士検定に合格した者、③前2要件に掲げる技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者の3要件のうち、いずれかの要件に該当する者とする。

ウ 乙は、「整備管理者（選任・変更・廃止）届出」の写しを甲に提出するものとする。

(7) 主任運転手の資格

大型自動車第一種免許以上とする。

3 その他

(1) 委託車両の運転業務にあたっては、乗車する児童生徒の介助等のため、甲の職員が携帯電話持参で同乗するものとする。なお、児童生徒の乗車降車の確認は、当該同乗者の責任により行うものとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって処理する。

(3) 業務の実施中に知り得た秘密事項及び公表されていない事項については、他に漏らしてはならない。

(4) 運行前の事前の打ち合わせ・ルートの下見等についての費用は、本契約に含むものとする。

(5) 2 委託車両(2)について、委託業務に支障がない場合において、甲が業務で使用できるものとする。なお、その走行距離上限は500kmとする。

(6) 委託業務に使用する車両の保管場所は、甲の所在地とする。

(7) 甲が管理する水道を使用した洗車は、その都度、甲の許可を得て行うものとする。ただし、乙の負担により実施する場合はこの限りでない。

日常点検項目一覧表

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。
	2 ブレーキの液量が適当であること。
	3 空気圧の上がり具合が不良でないこと。
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 ホイール・ナットの状態が適当であること。
	2 タイヤの空気圧が適当であること。
	3 亀裂及び損傷がないこと。
	4 異常な摩耗がないこと。
	5 溝の深さが十分であること。※
3 バッテリー	1 液量が適当であること。※
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。※
	2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。※
	3 エンジン・オイルの量が適当であること。※
	4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。※
	5 低速及び加速の状態が適当であること。※
5 灯火装置及び方向指示器	1 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。※
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が正常であること。不良がないこと。※
	2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。※
7 エアタンク	1 エアタンクに凝水がないこと。
8 運行において異常が認められた箇所	1 当該箇所に異常がないこと。

注) ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うこととする。

別表2

令和7年度登校日(スクールバス運行日)

月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
4	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		17 日	
							○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○		
5	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		19 日
	○	○					○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
6	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		21 日	
		○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○		
7	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		14 日
	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○															
8	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		4 日
9	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		20 日	
	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○		○	○	○				○	○		
10	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		20 日
	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
11	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		18 日	
				○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	○	○					
12	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		18 日
	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○									
1	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		15 日
							○	○					○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
2	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				18 日	
		○	○	○	○	○			○	○			○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○					
3	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		14 日
		○	○	○		○			○	○	○	○	○			○	○	○	○				○										
合計																															198 日		

別紙
(登下校ルート)

バス経路図



平支援学校



★ …独歩及びリフトを利用した乗降が可能な停車場所

◆ …独歩での乗降のみ可能な停車場所

